

家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画

平成27年3月

山口県

目 次

1	はじめに	1
2	県推進計画について	2
3	本県及び全国の施設等の状況	2
4	社会的養護の需要量	4
5	社会的養護の供給量	6
6	山口県推進計画の目標値	7
7	施設の小規模化等に向けた具体的方策	8
8	計画の推進	1 1

1 はじめに

- 平成23年7月、国の専門委員会(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)は「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、その中で、社会的養護のあり方については、次のような「基本的考え方」が示されています。

〔社会的養護の理念と機能〕

社会的養護は、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育又は保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことである。そして、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

また、社会的養護は、家庭での適切な養育を受けられない子どもに対する「養育機能」、虐待等により生じる発達ゆがみや心の傷を癒し回復させ適切な発達を図る「心理的ケア等の機能」、及び親子関係の再構築の調整や地域における子どもの養育と保護者への支援等を行う「地域支援等の機能」の各機能を持つものである。

〔社会的養護の役割〕

子どもに対する日々の養育のいとなみを基礎とし、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促す養育の場とする必要がある。

また、虐待等を受けた子どもに対し、安心感を持てる場所で大切にされる体験を提供し、子どもたちに自信(自己肯定感や主体性)を取り戻させる役割を持つとともに、虐待被害の影響を修復するための治療的なケアを行う。

〔社会的養護の基本的方向〕

社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで行われる必要がある。このため、社会的養護は、原則として家庭的養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。

また、社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心の傷を抱えていることが多いことから、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行うとともに、親子関係の再構築支援など家庭環境の調整が必要である。

さらに、社会的養護の下で育った子どもが、自立した社会人として生活できるよう、生活スキル、社会的スキルの獲得などひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

なお、虐待事例のうち親子分離に至らない家庭への親支援など家族支援の充実や、施設が地域の里親等を支える地域支援、又はショートステイなど地域の子育て支援機能を充実させるなど、施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点としていくことが必要である。

- 「社会的養護の整備量の将来像」については、次のような考え方が示されています。

〔施設機能の地域分散化〕

日本の社会的養護は、現在、施設 9 割、里親等 1 割となっており、今後十数年かけて、本体施設についてはすべて小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム(施設の分園を含む)、里親等の割合が概ね 3 分の 1 ずつになるように変えていく。

- こうした理念等を実現していくため、平成 24 年 10 月、国の専門委員会(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)はさらに「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について(小規模化等の手引き)」をとりまとめました。

この中では、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法などについて具体的な考え方や手法等が示されるとともに、平成 26 年度末までの各施設による「家庭的養護推進計画」の策定及び平成 27 年度を始期とする「都道府県計画」の策定について盛り込まれ、従来の施設養護から家庭養護、家庭的養護への転換を強力に進めていくため、計画的な取組が必要であるとされたところです。

2 県推進計画について

県では、こうした近年の社会的養護のあり方に関する議論やそれに伴う国の方針等を踏まえ、社会的養護を必要とする児童を可能な限り家庭的な環境において養育することができるよう、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間を計画期間とし、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める上での目標値や、それを実現するための方策についての推進計画を定めることとしました。

なお、県推進計画の目標値(前期・中期)については、今後、各施設から提出された家庭的養護推進計画の進捗状況等について、毎年度聞き取り調査等を実施しながら、5 年ごとの各期末において見直し、検討を行います。

3 本県及び全国の施設等の状況

〔児童養護施設等〕

- 本県における平成 25 年 10 月 1 日現在の児童養護施設等の定員(暫定)及び入所児童数等は次のとおりです。

(※児童人口比率は H22 年度国勢調査に基づく千分率：以下同じ)

区分	箇所数	定員	入所児童数	児童人口比率	
				(定員)	(入所)
乳児院	1 箇所	39 人	30 人	0.17‰	0.13‰
児童養護施設	10 箇所	525 人	475 人	2.33‰	2.11‰

- 一方、全国の児童養護施設等の定員及び入所児童数等は次のとおりです。

区分	箇所数	定員	入所児童数	児童人口比率	
				(定員)	(入所)
乳児院	131 箇所	3,857 人	3,069 人	0.19%	0.15%
児童養護施設	595 箇所	34,044 人	28,831 人	1.66%	1.41%

※箇所数、定員、入所児童数は H26 年度全国児童福祉主管課長会議資料による H25.10.1 現在の数値

- 本県では、児童人口に対する児童養護施設への入所児童数の割合が全国に比べて特に高くなっていますが、これについては、児童人口に対する児童養護施設の数とそれに伴う定員が全国に比べて多いことが要因として考えられます。

[里親等]

- 本県における平成 26 年 3 月末の登録里親数等は次のとおりです。

登録里親数	委託里親数	ファミリーホーム 箇所数	里親委託 児童数	ファミリーホーム 委託児童数	児童人口比率	
					(登録里親)	(委託児童)
138 世帯	51 世帯	3 箇所	72 人	11 人	0.61%	0.37%

- 一方、全国の登録里親数等は次のとおりです。

登録里親数	委託里親数	ファミリーホーム 箇所数	里親委託 児童数	ファミリーホーム 委託児童数	児童人口比率	
					(登録里親)	(委託児童)
9,441 世帯	3,560 世帯	223 箇所	4,636 人	993 人	0.46%	0.28%

※登録里親数、委託児童数等は H26 年度全国厚生労働関係部局長会議資料による H26 年 3 月末の数値

- 上記の数値に基づく本県及び全国の里親等委託率は次のとおりです。

区分	里親委託率
本県	14.1%
全国	15.0%

[里親委託率]

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童}}{\text{乳児院・児童養護・里親・ファミリーホームの措置児童数}}$$

※H22 国勢調査による山口県児童人口 225,250 人、全国児童人口 20,450,761 人

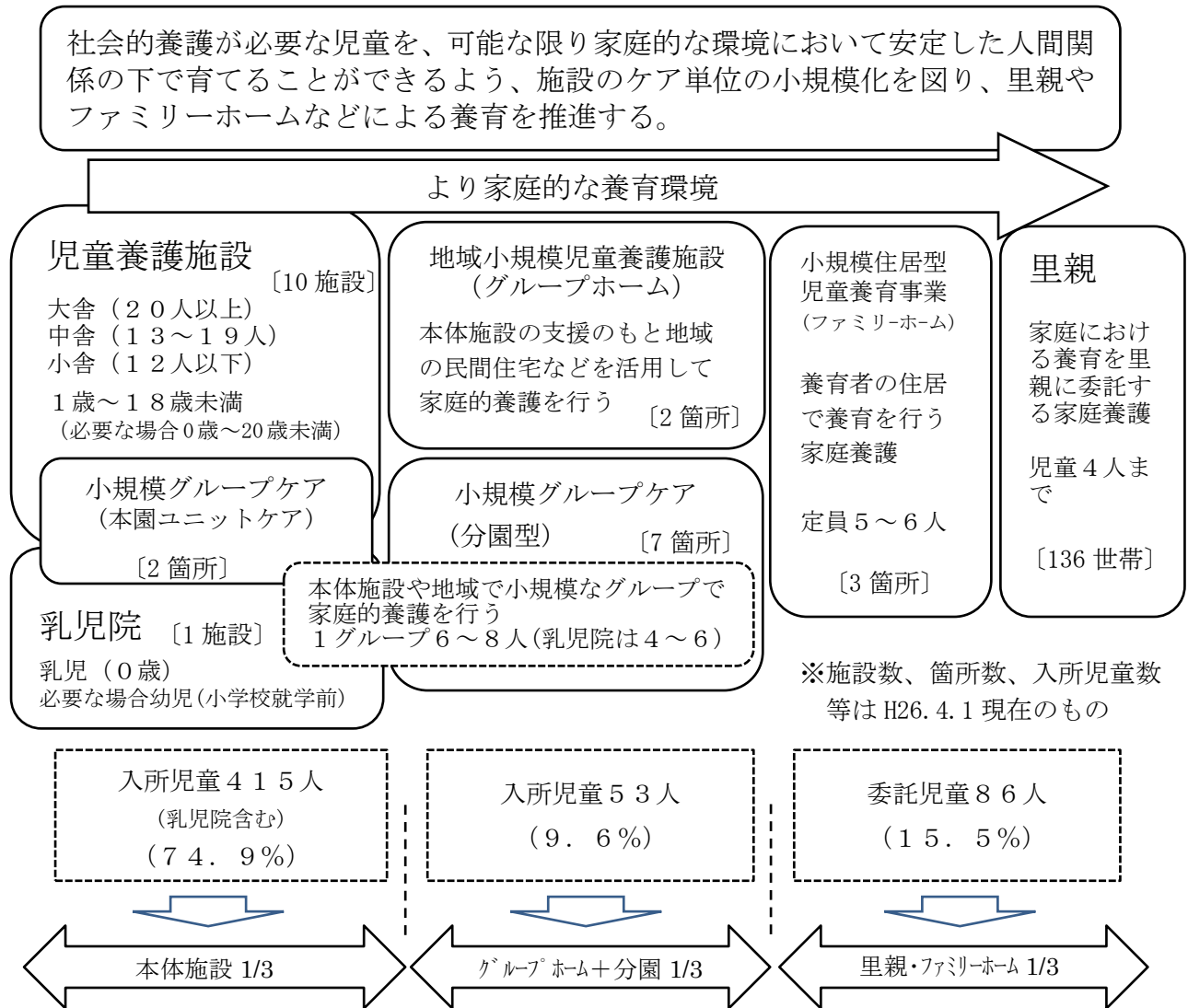
[グループホーム等]

- 本県及び全国における平成 25 年 10 月 1 日現在のグループホーム等の箇所数は、次のとおりです。

区分	小規模グループケア		地域小規模児童養護施設
	(本園)	(分園)	
本県	2 箇所	7 箇所	2 箇所
全国	943 箇所		269 箇所

※全国統計では、小規模グループケアの本園、分園の箇所数の内訳、入所児童数等は未公表

【国の方向性と本県の現状】



4 社会的養護の需要量

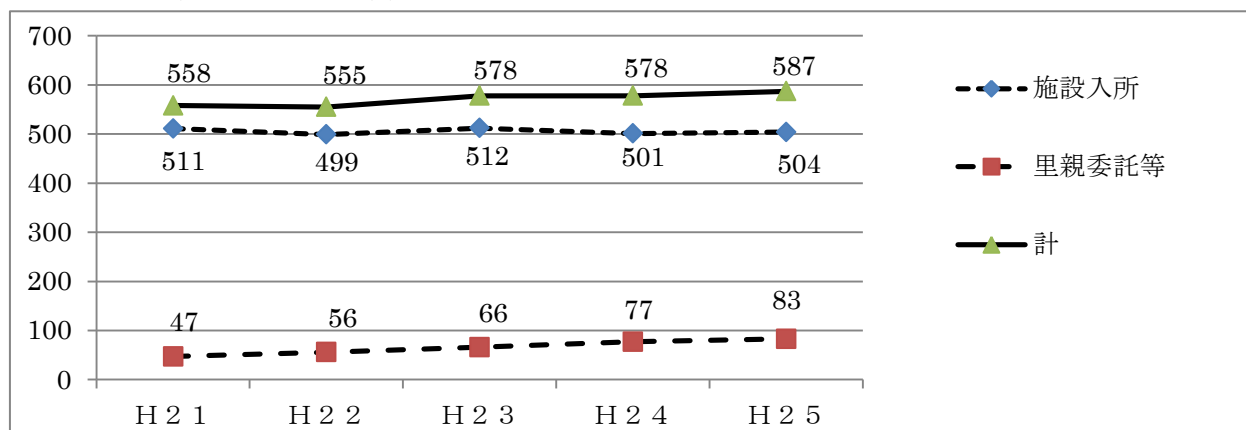
- 本県における平成21～25年度の社会的養護の需要量実績は次のとおりです。
(単位：人)

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
施設入所 (乳児院・養護施設)	511	499	512	501	504
(うち「グループホーム+分園」)	(38)	(38)	(39)	(39)	(53)
里親・ファミリーホーム委託	47	56	66	77	83
計 (A)	558	555	578	578	587
児童人口 (B)	228,237	225,250	223,498	220,158	217,329
入所児童等割合 (%) (A/B)	0.244	0.246	0.259	0.263	0.270
入所児童等割合の増加	0.005	0.002	0.013	0.004	0.007

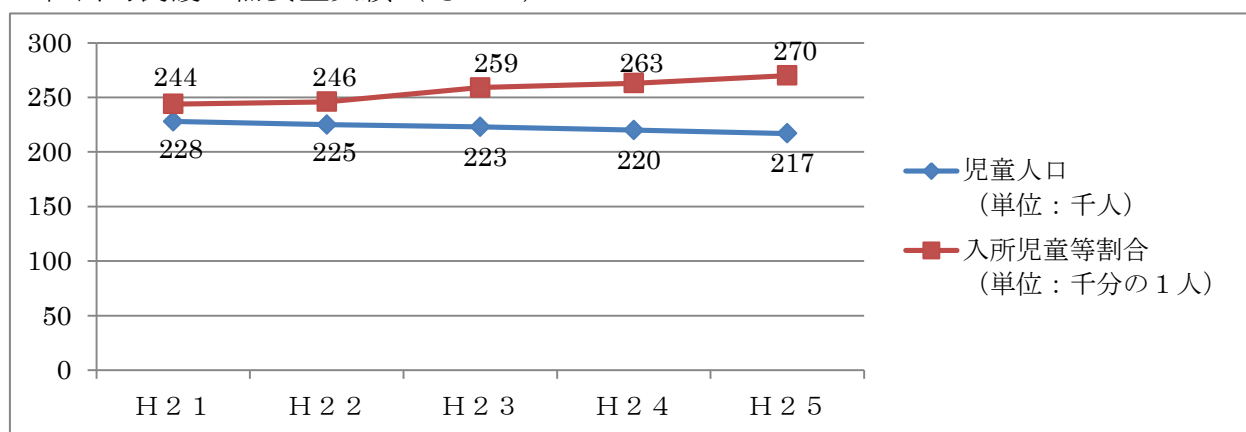
※施設入所の人数は各年度の月平均値 (但し () 内の分園は年度当初の数字)

※里親・ファミリーホーム委託の人数は各年度末(3月31日)時点の人数

□社会的養護の需要量実績（その1）



□社会的養護の需要量実績（その2）

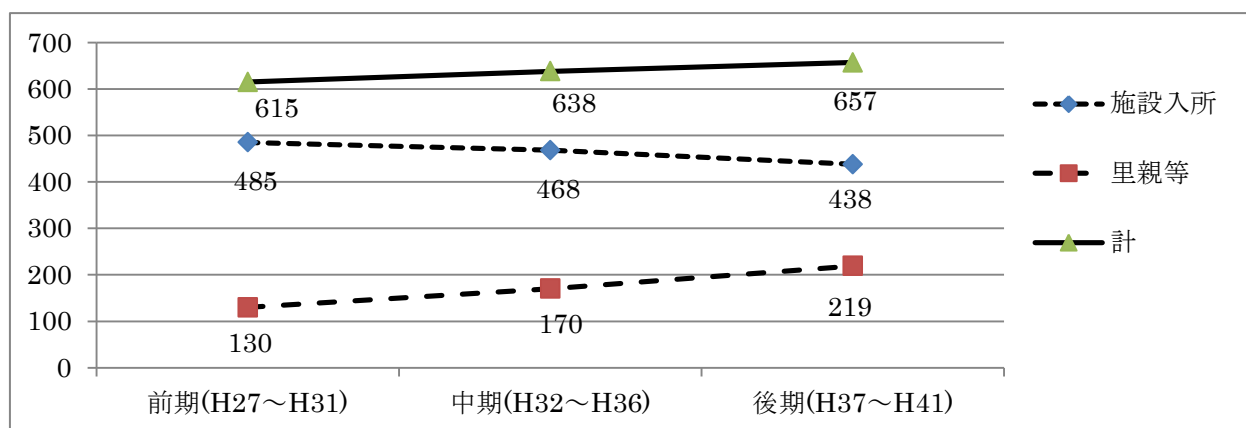


○ 上記の過去5年間の実績から推計した平成41年度末までの社会的養護の需要量は次のとおりです。

(単位：人)

区分	前期 (H27～H31)	中期 (H32～H36)	後期 (H37～H41)	備考
施設入所 (乳児院・養護施設)	485	468	438	438:219=2:1
里親・ファミリーホーム委託	130	170	219	
計	615	638	657	

※H41年度末までに「施設入所：里親等」の割合を「2：1」になるよう見込んだ場合



5 社会的養護の供給量

- 各児童養護施設等から提出された家庭的養護推進計画における施設養護が可能な児童数の見込み（施設養護の供給量）は次のとおりです。

（単位：人）

区分	前期 (H27～H31)	中期 (H32～H36)	後期 (H37～H41)	備考
本体施設	492	429	344	(ユニットケアを推進)
グループホーム・分園	78	96	132	
計	570	525	476	

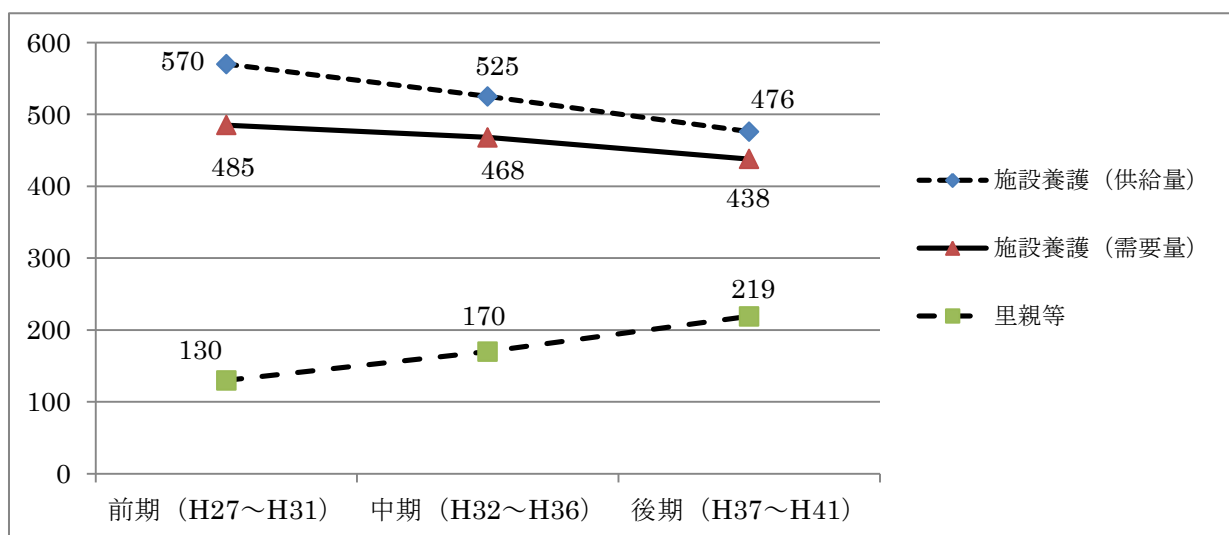
- H41年度末においても本体施設とグループホーム等の定員に差が生じていますが、今後の職員配置基準の充実強化や措置費単価の引上げの状況等を見極めながら、それぞれの定員が同数に近づくよう各施設との調整を継続することとします。
- 里親等の家庭養護が可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）については、社会的養護の需要量として推計した人数を受け入れできる体制を確保するよう努めます。

〔再掲：社会的養護（施設養護・家庭養護）の需要量推計〕

（単位：人）

区分	前期 (H27～H31)	中期 (H32～H36)	後期 (H37～H41)	備考
施設入所（乳児院・養護施設）	485	468	438	
里親・ファミリーホーム委託	130	170	219	

- 前期、中期及び後期のいずれの時点においても、施設養護が可能な児童数の見込み（供給量）が、社会的養護（施設養護）の推計需要量をそれぞれ上回っています。



6 山口県推進計画の目標値

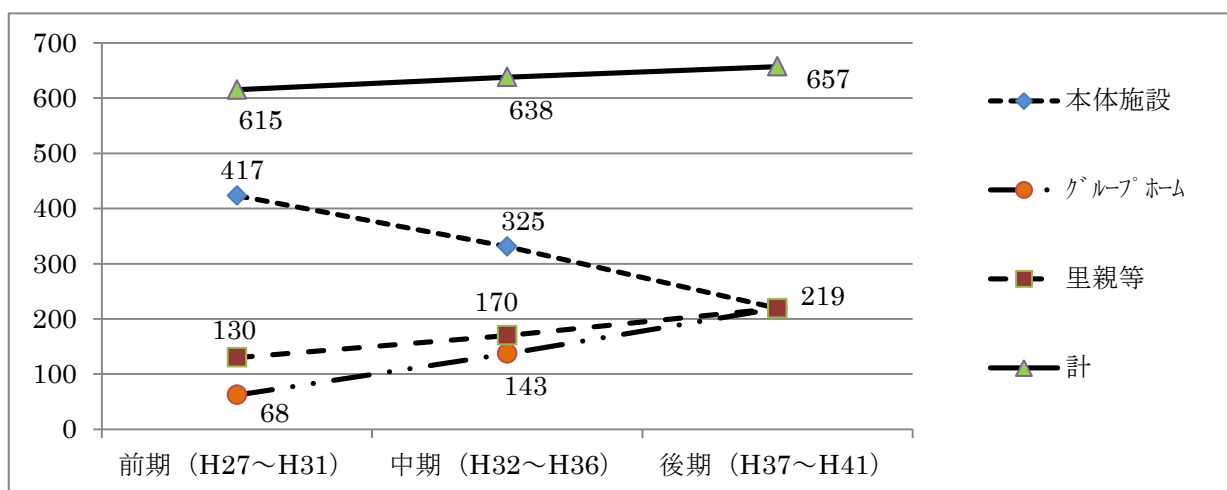
- 社会的養護を必要とする児童数の見込み（需要量）を踏まえ、計画期間を通じて達成すべき目標と5年ごとの目標を次のとおりとします。

なお、前期、中期の目標値については、今後、各施設との調整を継続しながら各期末に見直し、検討を行います。

【山口県推進計画の目標値】

(単位：人)

区分	前期 (H27～H31)	中期 (H32～H36)	後期 (H37～H41)	備考
需要量	615	638	657	各期末に見直し 検討を実施
本体施設	417 (68%)	325 (51%)	219 (33%)	
グループホーム・分園	68 (11%)	143 (22%)	219 (33%)	
里親・ファミリーホーム	130 (21%)	170 (27%)	219 (33%)	



- 前期（～H31年度末まで）の目標値については、各施設から提出された家庭的養護推進計画の数値を基にグループホーム等の割合を設定し、これに里親委託数の伸び等を加えて設定しています。
- また、中期（～H36年度末まで）の目標値については、前期の目標値と後期の最終的な目標値の中間的な位置付けとして設定しています。
- なお、後期（～H41年度末まで）の目標値については、国が示す目標値と同様に設定しています。

7 施設の小規模化等に向けた具体的方策

【職員配置基準の充実等について】

【課題】

- 施設の小規模化、地域分散化に伴い必要となる職員の配置基準の引き上げと、保育士・児童指導員等職員の確保対策。
- 継続的な職員確保のために必要な待遇の改善（措置費単価の引上げ等）。
- 地域小規模・分園に対応できる経験豊富な職員の確保と、地域や学校の行事等に参加するための勤務形態の改善（手厚い人員配置と本体施設からの応援体制の確保）。



【方策】

- 国に対して、職員配置基準の充実や措置費の改善など人材確保対策の充実強化と、施設整備に必要な補助金の確保等について要望します。
- 施設に対する先進事例の紹介など、小規模化等に関する情報提供を行うとともに、問題解決に向けた相談対応に努めます。
- 児童相談所を中心に里親又は児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設と連携し、子どもの適切な処遇に向けた施設入所等の調整に努めます。

【具体的な取組】

- ・ 地方知事会や県の部局長会議等を通じて、人材確保対策の強化等、社会的養護の充実について国への要望を継続します。
- ・ 施設の小規模化等に関する相談や問い合わせについて、県が窓口となって、随時対応します。
- ・ 発達障害や知的障害、非行など処遇が難しい子どもについて、最も適切と考えられる施設等への措置が可能となるよう調整に努めます。
- ・ 施設で受け入れた実習生を非常勤職員として雇用する事業に取り組むなど、施設職員の確保対策に努めます。

【人材育成対策について】

【課題】

- 虐待や発達障害など、難しい問題を抱えた子どもに対する職員の対応能力の向上に向けた取組み（研修機会の確保等）。



【方策】

- 被虐待児や発達障害など処遇が難しい子どもへの対応など、施設職員等を対象とした資質向上研修会の実施に取り組めます。

【具体的な取組】

- ・ 県主催の里親や児童相談所職員等を対象とした研修会に、可能な限り施設職員についても参加を促します。
- ・ 児童間暴力の防止等に関する研修会を開催するなど、施設職員の知識や技術の向上に係る取組を進めます。

【その他の課題について】

【課題】

- 児童相談所による一時保護委託の増加。
- 市町が実施する地域の子育て支援事業への取組み。
- 地域小規模・分園の密室化防止への対策と風通しのよい施設全体の管理体制の確保。
- 本体施設の小規模化等に必要な、施設の改築等に要する経費の確保（自己資金及び補助金）。
- 地域小規模・分園の基準に見合う借家の確保。



【方策】

- 児童相談所による一時保護委託や市町が実施する子育て支援事業について、施設や学校、地域と連携した取組が進むよう、必要に応じて児童相談所や市町との連絡調整を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 中央児童相談所に併設される一時保護所の機能の充実に努め、施設の負担軽減に努めます。
- ・ 市町が取組む子育て支援事業について、必要な助言指導や補助金の確保に努めます。

【里親の確保対策について】

【課題】

- 一般県民に対して里親制度への理解が進んでいない。



【方策】

- 里親制度の広報や制度説明会の開催など普及啓発を推進し、里親制度に対する理解を促進します。

- 児童養護施設の里親支援専門相談員と連携し、子どもすこやかホーム事業への取組や地域における人材の発掘に努めるなど、里親の新規開拓と委託の促進を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 県の広報誌やテレビ・ラジオを通じた里親制度のPRと里親募集の働きかけに努めます。
- ・ 児童相談所と連携し、地域での里親制度説明会を開催するなど普及啓発に努めます。
- ・ 里親支援専門相談員の設置促進に努めるとともに、連絡会議を適宜開催し、県内各施設の取組について情報交換を図ります。

【里親の支援対策について】

【課題】

- 里親と施設職員との連携が十分に図られていない。
- 里親に対する相談支援が十分に図られていない。
- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する必要がある。



【方策】

- 里親と児童養護施設等の職員又は入所児童が、相互に交流できる機会や環境づくりが進むよう支援します。
- 里親に対する研修会の開催や里親同士が交流する機会の確保など、里親の養育力向上と相談支援の充実を図ります。
- ファミリーホームに対する取組を積極的に支援します。

【具体的な取組】

- ・ 里親と施設職員又は入所児童の交流が図られている事例を紹介するなど、相互理解が図られる取組を進めます。
- ・ 養育里親や専門里親の更新研修にあたり、施設の協力又は参加を依頼するなど、里親と施設職員の交流の機会を調整します。
- ・ 里親交流会や里親サロンなど、里親会と連携した取組を進めます。

8 計画の推進

- 児童養護施設等の小規模化・地域分散化等について、乳児院や各児童養護施設をはじめ、里親会、児童相談所等の関係機関と相互に連携・協力し、計画の着実な推進を図ります。
- 毎年度、計画の進捗状況を確認するとともに、計画期間の15年間を通じて達成すべき目標値については、各施設との調整を継続しながら、5年ごとの3期（前期、中期、後期）に区分した各期末に適宜見直し、検討を行います。
- 計画の進捗状況の確認や各期末の見直し検討にあたっては、児童養護施設等の関係施設や団体等で構成する社会的養護関係施設等連絡会議を適宜開催し、関係者の意見を聴きながら目標値の達成に向けた取組を検討します。